

令和３年度 京都市立神川中学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめとは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（当該生徒が感じていなくても、他の生徒であれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む）のことである。いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

「いじめ防止対策推進法」が定められた以降、いじめの積極的な認知が徹底されていないことや学校の取組が組織的に行われていないこと、初期対応が適切でない等の現状があったため国は「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を行い、それにもとづき平成２９年９月には京都市も「いじめの防止等取組指針」の改定を行った。

その内容をふまえ、本校も新たに「学校はいじめ防止等基本方針」を策定し、本校のいじめ防止等の取組の基本理念、取組内容等いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進していくこととする。

(2) 基本理念

いじめは、「いつでも、どこでも、だれにでも起こり得る」という認識の下で対応することから始まる。またいじめの防止等に関しては、すべての生徒が安心して学校生活を送るために、様々な活動を通して自尊感情や規範意識を高め、他者との違いを認め合う寛容さを身に付けることが必要となる。

いじめを受けた生徒に対しては「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示し、生徒の心に寄り添い、その保護を第一に考えることとする。保護者とも連携を図り、不安をできるだけ取り除くように取り組む。

いじめを行った生徒へも背景を十分考慮した上で教育的配慮の下、毅然とした態度で指導等を行うとともに、保護者とも連携して再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。加えて学校・家庭・地域・関係機関が連携して、いじめの問題を克服することを目指していく。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- (1) 委員会名 神川中学校いじめ対策委員会
- (2) 構成員 校長・副校長・教頭・生徒指導主任・補導主任・支援教育主任
学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー
- (3) 開催時期 年度当初・7月・11月・2月・3月の定例のほか、必要に応じて臨時に開催
- (4) 周知方法 年度当初の全校集会・ホームページ
- (5) 委員会としての役割
 - ① 未然防止
 - ・いじめ未然防止、いじめをゆるさない環境づくりを行う。
 - ② 早期発見・事案対処
 - ・いじめの情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ・アンケート調査や聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
 - ・いじめ受けた生徒に対する支援・いじめを行った生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
 - ③ 取組の検証等
 - ・学校いじめの防止等基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ・学校いじめの防止等基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し計画的に実施する。
 - ・学校いじめの防止等基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直しを行う。
 - ④ 役割等の周知
 - ・いじめ対策委員会の役割や構成員等の、児童生徒や保護者・地域等への周知を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

- (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組
 - ① すべての教育活動を通じて、生命や人権を大切にする豊かな心を育てるとともに、道徳教育をさらに充実させる。
 - ② 日常の教科指導や学級指導においても、道徳教育を横断的に実施し、子どもが生命や人権について自主的に考え・実践できる力を育成する。

- ③ 職業体験やボランティア活動等の体験活動を通じて、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ④ 生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ⑤ 京都市中学校生徒会宣言を様々な機会に生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。
- ⑥ 学校参観や学校だより等を活用して、保護者のいじめに対する認識の深化を図るとともに、地生連やPTA活動と連携して、学校・家庭・地域が一体となりいじめの未然防止に努める。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

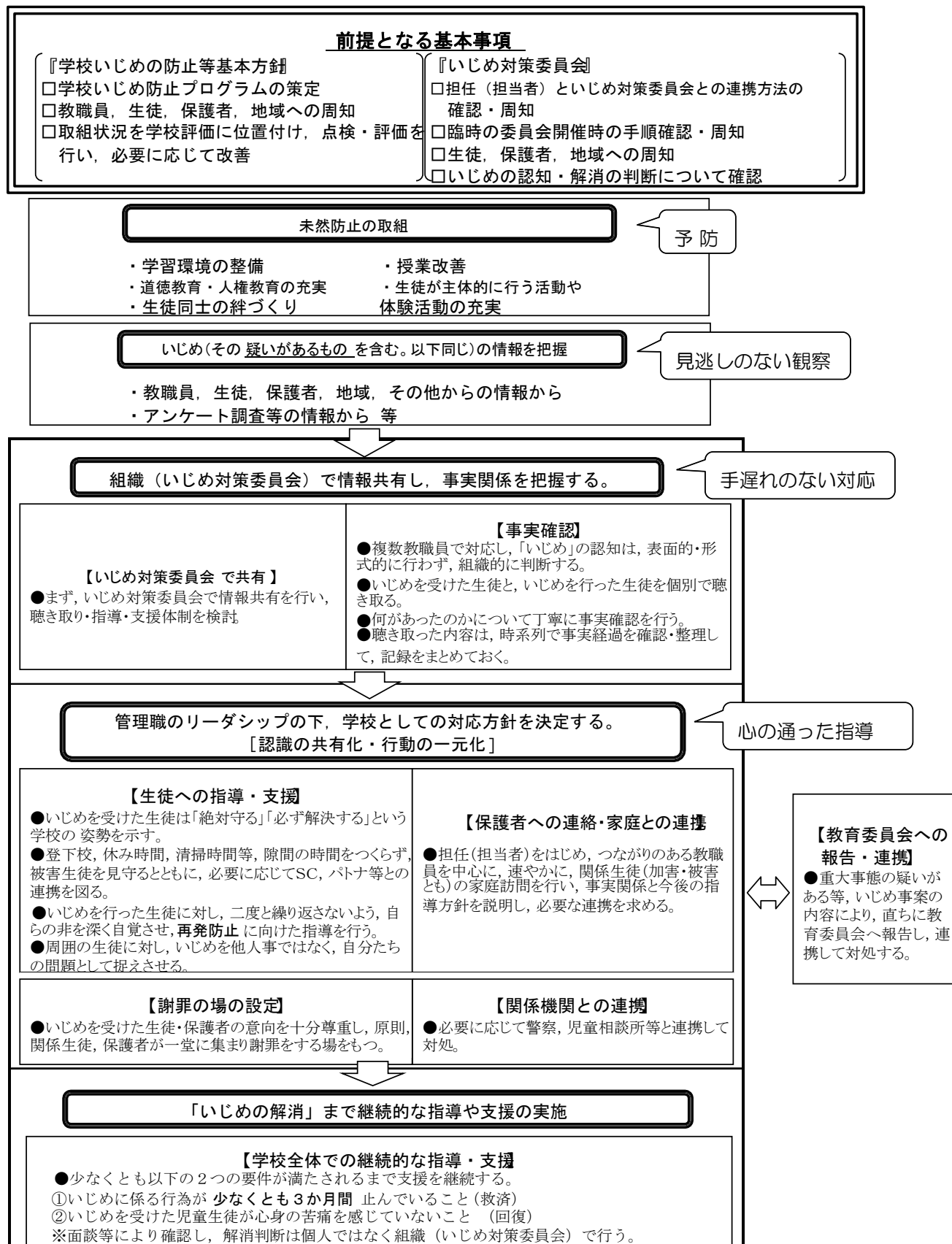
- ① 教職員が日常的に情報交換でき、あらゆる教育活動について、校内の組織が一体となって対応できる組織体制を構築する。また、生徒の心の内面まで理解するため、カウンセラーや保護者と連携し、長期的・継続的な視野に立った教育相談の充実に努める。
- ② 日頃から、教職員と生徒との心の通った人間関係の構築に努める。日々子どもたちの変化を敏感に察知し、見逃さない観察力を教職員が身に付けていく。
- ③ 日常の生徒観察に加えいじめに関する記名式アンケート、クラスマネジメントシート（私のクラスアンケート、私の毎日のアンケート）を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ④ 日常の随時の教育相談はもちろんのこと、教育相談週間を設定し、アンケート等を活用しながら生徒を多面的に観察・理解していく。
- ⑤ 保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

- ① 基本的な考え方といじめに対する措置
 - ・ 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
 - ・ いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等をふまえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導または保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

② いじめが発覚した時の情報共有及び対応

【組織的ないじめ対応の流れ】



- ③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- ・携帯電話・スマートホンの校内持ち込みと使用の禁止へ徹底した取り組み
学校への持ち込みや校内での使用禁止については、保護者と連携して取り組む。
 - ・非行防止教室による啓発。京都市教育委員会や京都府警察本部との連携の下、現職の警察官や警察官 OB による指導啓発を実施する。

④ いじめの解消の定義・再発防止に向けた取組

- ・いじめの解消は、少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること
 - いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。
上記の要件を満たしている場合でも、面談等によりさらに長期の期間必要であると判断した場合は、注視する期間を目安である3カ月を超えて設定する。

- ・いじめが解消している状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、解消の要件を満たした場合でも、再発する可能性があることを踏まえ、教職員が、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察していく。
- ・教職員は常に情報共有に努め、いじめ対策委員会でその情報を共有し、随時、指導・支援（パトロール）体制に効果的な修正を加え適切に対応していき、いじめの起こらない、学級・学校の経営を実現していく。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

① 基本的な考え方

学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速に対処するために、すべての教職員に対し、研修の実施、資質向上に必要な措置を計画的に実施する。

② 研修の時期・内容等

年間を通して計画的に研修を実施するとともに、常に情報交換にあたる。
（4月・5月生徒指導研修会、8月夏季研修、その他必要に応じて）

4 関係機関との連携

(1) 地域や家庭との連携の推進

- ・PTA活動を通じて保護者・地域への呼びかけ活動を行う。
- ・地域生徒指導連絡協議会（地生連）活動を通じて保護者・地域への呼びかけを行う。

(2) 関係機関との連携の推進

- ・京都市教育委員会や京都府警察本部との連携を更にすすめる。
- ・「いじめ」に対する相談窓口連絡先の紹介

こども相談 24 時間ホットライン TEL (075) 3 5 1 - 7 8 3 4

いじめメール相談 ijime-soudan-mail @edu.city.kyoto.jp

5 重大事態への対処

重大事態の定義は以下の通りである。

いじめ防止対策推進法第二十八条（抄）

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を目安とするが状況に応じて判断する）学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認められるとき

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「生徒・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・入学式 ・学級開き ・学年集会 ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生歓迎会 ・学級目標決め	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有 ・第1回教育相談アンケートの実施①	・授業参観 ・学校運営協議会① ・家庭訪問週間

5	◆いじめ情報交換会① 「未然防止に向けた取組の確認」 ◆職員会議 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」 「クラスマネジメントシートの結果の共有と対策」 ◆いじめ情報交換会② 「教育相談の結果の共有」	・憲法月間の講話「いじめの問題」について	・第1回教育相談の実施①	・家庭訪問週間 ・PTA 総会 ・学校説明会で保護者啓発 ・進路保護者会
		【3年】修学旅行 ・教育相談		
6		【1年】校外学習 【2年】校外学習 ・生徒総会	・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有① ・第1回記名式いじめアンケートの実施①	・休日参観
	◆いじめ情報交換会③ 「アンケート調査・クラスマネジメントシートの共有」	（【1年】非行防止教室） （【2年】防煙教室） （【全学年】ケータイ教室）	・第1回記名式いじめアンケートの学年集約と共有①	
7	◇いじめ対策委員会② 「情報の共有と組織的対応」 ◆生活補導係会 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会		・三者懇談会
8	◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生活補導係会 「夏休み明けの生徒の様子について」 ◆登校促進委員会 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆小中合同研修会	・生徒会リーダー研修会 ・学校祭に向けての取組	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・地域パトロール
9	◆いじめ情報交換会④	・学校祭体育の部		

10	◆いじめ情報交換会⑤ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 ← ◆職員会議 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「記名式アンケートの実施に向けて」 「情報の共有と組織的対応」	・学校祭文化の部 ・合唱コンクール ・教育相談	・第2回クラスマネジメントシートの実施, 学年集約と共有② ・第2回記名式アンケートの実施, 学年集約と共有② ・第2回教育相談アンケートの実施② (3年進路相談)	・学校評価の実施 ・学校運営協議会②
11	◆いじめ情報交換会⑥ ◇いじめ対策委員会③ 「情報の共有と組織的対応」 「学校評価の結果について① PDCAサイクル」 「学校評価を受けて改善策を考える」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施」 「年間の取組の見直し①」	【1年】校外学習 【2年】校外学習		・入学説明会 ・小中交流会
12	◆いじめ情報交換会⑦ ◆生活補導係会 「冬季休業中の生活について」	・小中部活動体験 ・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会		・三者懇談会
1	◆いじめ情報交換会⑧ ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 「年間の取組の見直し」	・小中連携の情報の集約について		・家庭地域教育講座
2	(◇いじめ対策委員会④) 「クラスマネジメントシートの結果の共有」 ← ◆いじめ情報交換会⑨ ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」		(・第3回クラスマネジメントシートの実施, 学年集約と共有③)	・学校評価の実施

3	◇いじめ対策委員会④（⑤） 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「年間の取組の見直し②」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・ 3年生を送る会 ・ 卒業式 ・ 学級のまとめ ・ 学年集会 【3年】薬物乱用防止教室	・ 記名式アンケートの保管 ・ クラスマネジメントシートデータ保管	・ 学校運営協議会③
※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。 ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月） ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」 ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」 ・ 「校内生徒指導研修」 ・ 「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」 ※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。 ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。 ※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。 事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。				